

請求人 様

新宿区監査委員	白 井 裕 子
同	小 池 勇 士
同	國 井 政 利
同	豊 島 あつし

新宿区職員措置請求について（通知）

令和 2 年 11 月 10 日付けで提出された新宿区職員措置請求書に基づく職員措置請求（住民監査請求）については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

1 事実経過

請求人は、令和 2 年 11 月 10 日、新宿区監査委員に対し、事実証明書として添付した還付加算金通知書（令和 2 年 7 月 30 日付け 2 新子保入第 380 号の 2 及び 2 新子保入第 381 号の 2）に係る還付加算金（以下「本件還付加算金」という。）について、その発生の原因が、保育料決定処分が取り消された一連の経緯による違法性の著しい行為に基づくことから、本来生じることがないものであり、その支出は違法又は不当であるとする住民監査請求を行った。

2 却下の理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条に定める住民監査請求では、地方公共団体の住民が、地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為があると認めるときは、これを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求めることができるとされている。

本件請求において請求人は、本件還付加算金が発生した原因行為としての保育料決定処分に著しい違法性があるとし、「違法性が著しい原因行為に基づく以上、本件徴収行為の相手方（請求人）に対しては法令に基づいた適法な行為であっても、予算執行の適正確保の見地からは、還付加算金を支出すべきではない。したがって、本件の還付加算金を支出する行為は、区に損害を与える行為であって、区との関係においては違法若しくは不当である」と主張している。

しかし、本件還付加算金の支出は、保育料決定処分の取消しに伴い行われた一連の適正な行政手続により発生した、地方自治法第 231 条の 3 及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 17 条の 4 の規定に基づく適法な支出であり、何ら違法性又は不当性は認められない。

よって、本件請求は、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものとは認められず、同条に定める住民監査請求として不適法である。